\bigcirc 経 総 済 産 務 業 省省 告 示 第 七 号

石 油 コ ン ピ ナ 1 等 特 別 防 災 区 域 を 指 定 す る 政 令 昭 和 五. + ___ 年 政 令 第 百 自通 九 商 + 治産 業 号) 省省 别 表 \mathcal{O} 規 定 に

 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 L 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る。

基

づ

き

石

油

コ

ン

ピ

ナ

1

等

特

别

防

災

区

域

に

係

る

区

域

 \mathcal{O}

指

定

昭

和

五

+

年

告

示

第

号)

令 和 元 年 十 二 月 + 日

総 務 大 臣 高 市 早 苗

経 済 産 業 大 臣 梶 Ш 弘 志

規 定 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 傍 表 線 に を ょ り、 付 L た 改 部 正 分 前 \mathcal{O} 欄 ょ に う 掲 に げ る 改 規 \Diamond 定 改 \mathcal{O} 傍 正 前 線 欄 を 付 及 U L た 改 部 正 分 後 欄 を $\sum_{}$ に 対 れ 応 に 順 L 次 7 掲 対 げ 応 す る そ る 改 \mathcal{O} 標 正 後 記 部 欄 分 に に 掲 げ 重 る

傍 対 象 線 規 を 定 付 لح L た 規 7 定 移 動 以 L 下 改 正 対 前 象 欄 規 定 に 掲 げ と る 1 対 う。 象 規 定 は で 改 改 正 正 後 前 欄 欄 に 12 $\sum_{}$ 撂 れ げ に る 対 対 応 象 す 規 る 定 ŧ を 改 \mathcal{O} を TF. 掲 後 げ 欄 て に 1 掲 な げ 1 る

t \mathcal{O} は れ を 削 る

一・二略

改正後

二の二 石狩地区

十三番五まで及び三千七百四十三番八から三千七百四十三番十三までの区域番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三

一 室蘭地区

番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一か まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番 の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌萠町百六十二番地の 二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から 地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十 番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地、二百八十 九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七 から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、 ら六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一 から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五 七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一 地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七ま 十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三 まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の 二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四 地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十 地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の 番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から の一、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一 四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地 百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地 二番地及び千六百五十四番地、 七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十 六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番 、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から 番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番 五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の 北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一 四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、 御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番

改 正

前

[一・二 同上]

|の二 [同上]

十三番五まで及び三千七百四十三番八の区域番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番一から二番一大三五十三

二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から ら六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、 まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の 二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四 地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の 十二番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地 番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地及び二百八 から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、 番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一か から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、 七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の 七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十 地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七ま まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番 十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三 地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十 一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番 番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から の一、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、 四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地 の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌萠町百六十二番地の 百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地 九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七 で、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地: 六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番 一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から 五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の 北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一 七十番地の

番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、 番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五か 三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一 まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八 十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九 九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地 ら四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の一、九番地の三から 七番地、十九番地の一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の 百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域 二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から 三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三 、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七 七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の

略

酒田地区

山形県酒田市の次の区域

(2)

地、二百九十番地、二百九十一番地の一から二百九十一番地の三まで、二百九十六番地、 番地まで、二百八十三番地の一、二百八十四番地から二百八十六番地まで、二百八十九番 四番地、百四十四番地の一、百四十六番地、百四十六番地の一、百四十六番地の八、百四 地の九から百五番地の十三まで、百十八番地の五、百三十八番地の四、百三十八番地の七 番地の二から八十番地の七まで、八十一番地の二、八十二番地の一、八十三番地の一、 百九十まで、七十八番地の二、七十八番地の七、七十九番地の三、七十九番地の四、八十 十一番地の三十一、六十一番地の三十三、六十一番地の四十八、六十一番地の五十四から び三百十七番地の四の区域 二百九十五番地、二百九十五番地の一から二百九十五番地の四まで、 番地の三から二百八十番地の八まで 六十一番地の四十五、六十一番地の六十八、二百八十番地、二百八十番地の一、二百八十 十二番地、 の四、百五十番地の四、百五十一番地の一、百五十一番地の四、百五十一番地の五、百八 十六番地の九、百四十七番地の一、百四十八番地の六、百四十八番地の七、百四十九番地 十八番地の一、八十八番地の三、 十四番地の五、八十五番地の一、八十五番地の六、八十五番地の七、八十六番地の九、八 十三番地の二、八十三番地の四、八十三番地の五、八十四番地の一、八十四番地の四、 六十一番地の五十九まで、六十一番地の六十二、六十一番地の百八十三から六十一番地の 二百九十七番地、二百九十七番地の一、二百九十九番地及び三百番地並びに南新町二丁目 百三十八番地の十、百三十九番地の二、百三十九番地の三、百四十二番地の二、百四十 新町字光ケ丘百八十六番地、大浜一丁目六十一番地の二十四、六十一番地の二十六、六 百八十三番地の一から百八十三番地の四まで、二百八十一番地から二百八十三 九十四番地の四、百五番地の二、百五番地の四、百五番 一百八十番地の十一から二百八十番地の十五まで、 三百十七番地の一及

> 、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の 八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番 三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十 二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、 百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域 地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び一 番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、 及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の 十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から三百二番地の四まで 七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の 一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで 一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の一、三十四番地の二 四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九

[四~十 同上]

同上 同上

(2) 新町字光ケ丘百八十六番地、大浜一丁目六十一番地の二十四、六十一番地の二十六、六 (1) 五番地の四まで、三百十七番地の一及び三百十七番地の四の区域 四番地、百四十四番地の一、百四十六番地、百四十六番地の一、百四十六番地の八、百四 番地の三から二百八十番地の八まで、二百九十五番地、二百九十五番地の一から二百九十 六十一番地の四十五、六十一番地の六十八、二百八十番地、二百八十番地の一、二百八十 地、二百九十番地、二百九十一番地の一から二百九十一番地の三まで、二百九十六番地 番地まで、二百八十三番地の一、二百八十四番地から二百八十六番地まで、二百八十九番 の四、百五十番地の四、百五十一番地の一、百五十一番地の四、百五十一番地の五、百八 地の九から百五番地の十三まで、百十八番地の五、百三十八番地の四、百三十八番地の七 番地の二から八十番地の七まで、八十一番地の二、八十二番地の一、八十三番地の一、八 百九十まで、七十八番地の二、七十八番地の七、七十九番地の三、七十九番地の四、八十 六十一番地の五十九まで、六十一番地の六十二、六十一番地の百八十三から六十一番地の 十一番地の三十一、六十一番地の三十三、六十一番地の四十八、六十一番地の五十四から 十二番地、百八十三番地の一から百八十三番地の四まで、二百八十一番地から二百八十三 十六番地の九、百四十七番地の一、百四十八番地の六、百四十八番地の七、百四十九番地 十八番地の一、八十八番地の三、 十四番地の五、八十五番地の一、 十三番地の二、八十三番地の四、 二百九十七番地、二百九十七番地の一、二百九十九番地及び三百番地並びに南新町二丁目 百三十八番地の十、百三十九番地の二、百三十九番地の三、百四十二番地の二、百四十 同上 九十四番地の四、百五番地の二、百五番地の四、百五番 八十三番地の五、八十四番地の一、八十四番地の四、 八十五番地の六、八十五番地の七、八十六番地の九、八

四十三番の六十五まで、四十三番の六十九から四十三番の八十五まで、四十三番の八十七か 九番、三十番の一、三十六番の一、三十七番から四十三番の一まで、四十三番の十一から四 び七十三番の五十七並びに字東町百七十番の三の区域 十三番の二十一から七十三番の四十三まで、七十三番の五十二から七十三番の五十五まで及 十七番まで及び百二番、字東原一番の三から一番の九まで、五十一番から五十五番まで、七 十三番の百十九から四十三番の百四十九まで、四十四番の四十、五十八番、九十五番から九 ら四十三番の九十一まで、四十三番の九十四から四十三番の百四まで、四十三番の百七、四 十三番の三十二まで、四十三番の三十六から四十三番の五十九まで、四十三番の六十一から 福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼二十三番から二十六番まで、二十八番の一、二十

十三 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

(1) (2) 略

(3)番地の三のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、六番地の二のうち常磐共同火力株 地の六のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、二十六番地の七のうち常磐共同火力 式会社勿来発電所敷地及び七番地のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地並びに当該 力株式会社勿来発電所敷地、 同火力株式会社勿来発電所敷地、三番地の二、 電所敷地、 ち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、 の四、百四番地の一及び百十四番地並びに当該区域に介在する水路、岩下一番地の一のう 七番地の二、八十八番地の一、 び四十三番地並びに当該区域に介在する道路、川田六番地の二、六番地の四、 十八番地から四十番地まで、四十番地の二、四十一番地、四十二番地、四十二番地の二及 株式会社勿来発電所敷地、 五番地のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、二十六番地の一、二十六番地の二 社勿来発電所敷地、九番地の 一十六番地の四、二十六番地の五のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、二十六番 一番地の二、二十三番地の一、二十三番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷 岩間町竹ノ花三番地の二、 五十七番地の二、七十番地、 十八番地の一、十八番地の二、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地の 一十二番地、五十二番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、五十五番地 ||十番地の二、二十番地の三、二十||番地の二、二十||番地の十二、二十||番地の十| 一から三十三番地の五まで、三十四番地の一から三十四番地の四まで、三十五番地: 二十四番地の一、二十四番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、二十 のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、 二十一番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、 一番地の三、 一番地の四のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、二番地 二十七番地の一、二十八番地から三十二番地まで、 五番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、五 六番地の一、 九十七番地の一、百二番地の一、百二番地の三、百二番地 、十番地、十一番地、十二番地の一、十五番地、十六番地 七十八番地の二、 一番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発 八番地、 四番地の二、五番地の一のうち常磐共同火 七十九番地の二、 二番地の二、 八番地の二のうち常磐共同火力株式会 三番地の一のうち常磐共 二十二番地の一、 八十七番地の一、 三十三番地 六番地の五

二十一から七十三番の四十三まで、七十三番の五十二から七十三番の五十五まで及び七十1 九十七番まで、字東原一番の三から一番の九まで、五十一番から五十五番まで、七十三番の 四十三番の六十五まで、四十三番の六十九から四十三番の八十五まで、四十三番の八十七か 番の五十七並びに字東町百七十番の三の区域 十三番の百十九から四十三番の百四十九まで、四十四番の四十、五十八番及び九十五番から ら四十三番の九十一まで、四十三番の九十四から四十三番の百四まで、四十三番の百七、四 十三番の三十二まで、四十三番の三十六から四十三番の五十九まで、四十三番の六十一から 九番、三十番の一、三十六番の一、三十七番から四十三番の一まで、四十三番の十一から四 福島県双葉郡広野町大字下北迫字ニツ沼ニ十三番から二十六番まで、二十八番の一、二十

十三 同上

同上

(1) (2) 同上

(3)の二、百三番地の二、百十番地の二及び百十二番地の二、 五、三十番地の一、三十一番地の一、三十二番地及び三十三番地の一、塚原八十八番地 番地の三及び百四番地の四、仁反田三十一番地の二、天神後二十九番地、二十九番地の 糠町十一号線、市道佐糠町五号線、塚原川及び鮫川に囲まれた区域 十、六番地の一及び六番地の二並びに佐糠町大島のうち県道泉・岩間・植田線、市道佐 一番地の四、天神前一番地の一から一番地の四十四まで、一番地の四十九、 岩間町川田六番地の二、二十一番地の二、九十七番地の一、百二番地、百四番地、 割餘三十一番地の一及び三十 一番地の五

道佐糠町五号線、塚原川及び鮫川に囲まれた区域 勿来発電所敷地並びに佐糠町大島のうち県道泉・岩間・植田線、 のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地及び六番地の二のうち常磐共同火力株式会社 うち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、 番地から二十一番地まで、二十二番地の一、二十二番地の二、二十二番地の四から二十二 番地の三、十三番地、 四十三番地の一から四十三番地の三まで、塚原一番地の一、 磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、 の一及び三十一番地の四、天神前一番地の一から一番地の四十四まで、一番地の四十九の の五、三十番地の一、三十一番地の一、三十二番地及び三十三番地の一、割餘三十一番地 五番地の一から二十五番地の三まで及び二十六番地の二、天神後二十九番地、二十九番地 番地の十まで、 十番地の二、百十番地の三、百十二番地の二及び百十四番地の二から百十四番地の五まで 番地の七、 の四、百三番地の二、百三番地の五、百四番地の二、百四番地の四、百四番地の六、 八番地の十、八十八番地の十二から八十八番地の十八まで、九十二番地の三、九十二番地 十一まで、 十二番地の一、 番地の一、 まで、三十番地の一から三十番地の六まで、三十一番地の一から三十一番地の四まで、 の三まで、二十八番地の五から二十八番地の十まで、二十九番地の一から二十九番地の三 十四番地の三、二十五番地の一、二十五番地の三から二十五番地の七まで、二十六番地の 地の三、二十一番地の四、二十二番地の一から二十二番地の五まで、二十四番地の一、 区域に介在する道路、仁反田一番地の二、 十八番地の三まで、 一のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、四番地の二、七番地の二、 七番地、 番地の十四まで、 小籔一番地の一 十九番地の三から十九番地の五まで、 一番地の一 二十六番地の三、二十七番地の一、二十七番地の二、二十八番地の一から二十八番地 十九番地の十二、 八十七番地の十三、八十八番地の二、八十八番地の五、八十八番地の八、八十 八番地の一、 百六番地の二から百六番地の七まで、百七番地の二から百七番地の七まで、 三番地の一、 二十二番地の十二、二十三番地の三、 十三番地から十五番地まで、十六番地の一、十七番地、 三十二番地の三、三十三番地の一、 八十七番地の三、 一番地の十八のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、二番地の 一番地の二、 十四番地の一、十五番地の一、十六番地の一、 二十番地の一から二十番地の八まで、二十一番地の一、 九番地の一から九番地の四まで、十一番地の一 四番地の一、 二番地及び三番地、 八十七番地の四、八十七番地の六から八十七番地の 五番地の一、 一番地の七から一番地の九まで、 十九番地の七から十九番地の九まで、 一番地の四、 一番地の五十、 三十三番地の三、 五番地の四、六番地の一、 二十三番地の四、 沼田七番地の一、 番地の五、 一番地の五十一、六番地の 一番地の二、一番地の八、 市道佐糠町十一号線、 三十六番地の二及び 十七番地の一、 二十四番地、 十八番地の一から 、十一番地の二 番地の六のうち常 八番地の一、 一番地の十二から 十九番地の 十九番地の 六番地のご 二十一番 十八 百四 市

(4)

十四 鹿島臨海地区

「イ 略」

地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番

十四 同上

イ

同上

地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九口、茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番

高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域 八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田(三十九番地一及び三十九番地二 三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四 番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九 地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十まで、 番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地 地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五 を除く。)並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番 びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十 五(工業専用地域に限る。)、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並 番地一(工業専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第十二項に規定する地域 で、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二 十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三ま から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十 一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番 三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字 六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地 いう。以下同じ。)に限る。)、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、

[十五~四十七 略]

水島臨海地区

岡山県倉敷市の次の区域

(1) 番地までの区域 番地の八十、二千七百六十七番地の八十二及び二千七百六十七番地の八十三、児島通生二 の六十八、二千七百六十七番地の六十九、二千七百六十七番地の七十九、二千七百六十七 番地の三十三まで、二千七百六十七番地の三十五から二千七百六十七番地の四十五まで、 の九から二千七百六十七番地の十三まで、二千七百六十七番地の十六から二千七百六十七 地の二及び二千三百一番地の七から二千三百一番地の十まで、児島塩生字天神新田四千五 千九百十四番地の一、二千九百十四番地の二及び二千九百十五番地の一から二千九百十七 二千七百六十七番地の五十六から二千七百六十七番地の六十六まで、二千七百六十七番地 十七番地の二、二千七百六十七番地の六、二千七百六十七番地の七、二千七百六十七番地 千六百七番地の三及び三千六百八番地の二、字新浜二千七百六十七番地の一、二千七百六 百六十一番地の二及び四千六百十七番地の一、字柚山三千六百五十二番地の三、字西浦三 呼松町稲浦千百三十四番地、児島宇野津字長島新田二千二百三番地の一、二千三百一番

(4)の五百三十四、七千四百七十二番地、七千四百七十二番地の一及び七千四百七十二番地の 千四百七十一番地の五百二十二、七千四百七十一番地の五百二十三、七千四百七十一番地 一並びに字新湊八千二百三十番地、八千二百三十番地の一、八千二百三十番地の三、八千 玉島乙島字高後沖七千四百七十一番地の三十五、七千四百七十一番地の四百四十七、七

> 二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地 字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域 九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十 を除く。)並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番 三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四 をいう。以下同じ。)に限る。)、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、 番地一(工業専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第十二項に規定する地域 地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで 番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地 地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五 八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田(三十九番地一及び三十九番地) びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十 五(工業専用地域に限る。)、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並 から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十 十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三 から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番 六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地

[十五~四十七 同上]

四十八 同上

同上

(1) 九百十四番地の二及び二千九百十五番地の一から二千九百十七番地までの区域 六から二千七百六十七番地の六十六まで、二千七百六十七番地の六十八、二千七百六十七 七番地の八十二及び二千七百六十七番地の八十三、児島通生二千九百十四番地の一、二千 番地の六十九、二千七百六十七番地の七十九、二千七百六十七番地の八十、二千七百六十 百六十七番地の三十五から二千七百六十七番地の四十五まで、二千七百六十七番地の五十 地の十三まで、二千七百六十七番地の十六から二千七百六十七番地の三十三まで、二千七 十七番地の六、二千七百六十七番地の七、二千七百六十七番地の九から二千七百六十七番 六百八番地の二、字新浜二千七百六十七番地の一、二千七百六十七番地の二、二千七百六 六百十七番地の一、字柚山三千六百五十二番地の三、字西浦三千六百七番地の三及び三千 番地の九及び二千三百一番地の十、児島塩生字天神新田四千五百六十一番地の二及び四千 九から二千三十番地の二十まで、 呼松町稲浦千百三十四番地、児島宇野津字長島新田二千三十番地の一、二千三十番地の 二千二百三番地の一、二千三百一番地の二、二千三百

(2)

(4) 玉島乙島字高後沖七千四百七十一番地の三十五、七千四百七十一番地の四百四十七、 二並びに字新湊八千二百三十番地、八千二百三十番地の一、八千二百三十番地の三、八千 の五百三十四、七千四百七十二番地、七千四百七十二番地の一及び七千四百七十二番地の 千四百七十一番地の五百二十二、七千四百七十一番地の五百二十三、七千四百七十一番地 t

百五十二番地の十三まで、八千二百五十二番地の二十一から八千二百五十二番地の五十 百四十六番地の十から八千二百四十六番地の十二まで、八千二百四十九番地の十一から八 百三十三番地の二、八千二百三十四番地の一、八千二百三十四番地の十一から八千二百三 千二百四十九番地の十三まで、八千二百五十一番地、八千二百五十二番地の一から八千二 百四十三番地の十二まで、八千二百四十四番地の一、八千二百四十四番地の十二、八千二 八千二百四十二番地の一、八千二百四十二番地の七、八千二百四十三番地の十から八千二 千二百四十一番地の一、八千二百四十一番地の十一から八千二百四十一番地の十三まで、 の一、八千二百三十九番地の一、八千二百四十番地の十一、八千二百四十番地の十二、八 六番地の一、八千二百三十六番地の二、八千二百三十七番地の十一、八千二百三十八番地 十四番地の三十まで、八千二百三十五番地の一、八千二百三十五番地の二、八千二百三十 一百三十番地の四、八千二百三十番地の七、八千二百三十番地の九、八千二百三十一番地 八千二百三十二番地の一、八千二百三十二番地の二、八千二百三十三番地の一、八千二 八千二百五十二番地の五十三及び八千二百五十三番地の二の区域

四十九~五十三 略

五十四 周南地区

山口県周南市の次の区域

(1) (2)

(3) 地の六、四千五百二十六番地、四千五百二十七番地の一、四千五百二十七番地の二及び四 千五百三十二番地の十五並びに臨海町六番地の区域 八番地の四、四千五百三番地、四千五百二十番地の一、四千五百二十番地の二、四千五百 四千四百九十六番地、四千四百九十七番地の一、四千四百九十七番地の二、四千四百九十 二十一番地の一、四千五百二十四番地の一、四千五百二十五番地の一、四千五百二十五番 古市一丁目四千四百九十四番地の三、四千四百九十五番地、四千四百九十五番地の一、

(4) 略

五十五 宇部・小野田地区

地の二、十九番地の一及び十九番地の二、字西沖の二の六番地から八番地まで並びに字西沖 ら十四番地の四まで、十四番地の六から十四番地の八まで、十五番地の一、十五番地の二、 番地の十まで、三番地、三番地の二から三番地の五まで、五番地、九番地、十四番地の一か 三、百二十四番地の四、百二十五番地、百二十五番地の二、百二十六番地、百二十八番地及 百十九番地二、百二十番地、百二十一番地の一から百二十一番地の三まで、百二十四番地の 八十二番地、八十三番地の一、八十四番地、八十五番地、八十六番地、 並びに大字小野田字一の北山七十九番地、八十番地の一、八十番地の二、八十一番地の一、 の三の十番地五、十一番地四、十二番地二から十二番地四まで、十三番地二及び十三番地三 十五番地の四から十五番地の九まで、十六番地の一、十六番地の二、十八番地の一、十八番 万千八十三番地及び一万千七百四十七番地の一、字二の北山百十五番地、 山口県山陽小野田市大字西沖字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の一から二 一万千八十二番地、 百十九番地一、

> 百三十三番地の二、八千二百三十四番地の一、八千二百三十四番地の十一から八千二百三 まで及び八千二百五十三番地の二の区域 百五十二番地の十三まで、八千二百五十二番地の二十一から八千二百五十二番地の五十 千二百四十九番地の十三まで、八千二百五十一番地、八千二百五十二番地の一から八千二 百四十六番地の十から八千二百四十六番地の十二まで、八千二百四十九番地の十一からハ 百四十三番地の十二まで、八千二百四十四番地の一、八千二百四十四番地の十二、八千一 八千二百四十二番地の一、八千二百四十二番地の七、八千二百四十三番地の十から八千二 千二百四十一番地の一、八千二百四十一番地の十一から八千二百四十一番地の十三まで、 の一、八千二百三十九番地の一、八千二百四十番地の十一、八千二百四十番地の十二、八 六番地の一、八千二百三十六番地の二、八千二百三十七番地の十一、八千二百三十八番地 十四番地の三十まで、八千二百三十五番地の一、八千二百三十五番地の二、八千二百三十 二百三十番地の四、八千二百三十番地の七、八千二百三十番地の九、八千二百三十一番地 八千二百三十二番地の一、八千二百三十二番地の二、八千二百三十三番地の一、八千二

同上

(5)

[四十九~五十三

五十四 [同上]

同上

(1) (2) 同上

(3) 古市一丁目四千四百九十四番地の三、四千四百九十五番地、四千四百九十五番地の一、 地の六、四千五百二十六番地、四千五百二十七番地の一、四千五百二十七番地の二及び四 二十一番地の一、四千五百二十四番地の一、四千五百二十五番地の一、四千五百二十五番 千五百三十二番地の十五の区域 八番地の四、四千五百三番地、四千五百二十番地の一、四千五百二十番地の二、四千五百 四千四百九十六番地、四千四百九十七番地の一、四千四百九十七番地の二、四千四百九十

(4)同上

五十五 同上

イ 同上

番地、 並びに大字小野田字一の北山七十九番地、七十九番地の一、八十番地の一、八十番地の二、 の三の十番地五、十一番地四、十二番地二から十二番地四まで、十三番地二及び十三番地三 地の二、十九番地の一及び十九番地の二、字西沖の二の六番地から八番地まで並びに字西沖 ら十四番地の四まで、十四番地の六から十四番地の八まで、十五番地の一、十五番地の二、 番地の十まで、三番地、三番地の二から三番地の五まで、五番地、九番地、十四番地の一か 千七百四十七番地の一、 八十一番地の一、八十二番地、八十三番地の一、八十四番地、八十五番地、八十六番地及び 十五番地の四から十五番地の九まで、十六番地の一、十六番地の二、十八番地の一、十八番 山口県山陽小野田市大字西沖字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の一から! 百二十一番地の一 百二十六番地、 百二十八番地及び百三十二番地、字東一の大泊百三十三番地、百三十 百二十一番地の二、百二十四番地の三、百二十四番地の四、百二十五 字二の北山百十五番地、百十九番地一、百十九番地二、百二十番地

番地の二及び一万千九十一番地の 百五十四番地の二、三千七百六十二番地の四及び三千七百六十二番地の六、字長沢二宮開作 四、三千七百四十八番地の一、三千七百四十八番地の四、三千七百四十八番地の五、三千七 番地の一、字繁開作三千七百三十六番地の一、三千七百四十番地の二、三千七百四十番地の 七百五十三番地、字東二の大泊百六十三番地、百六十三番地の二、百六十五番地、百六十五 び百三十二番地、字東一の大泊百三十三番地、 六番地及び一万千八十一番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域 の十から七千四百八十九番地の二十二まで、字赤崎一番地、七十九番地の一、 高尾一万千百三十一番地の一及び 地の二、字松山一万千三十九番地の一、 百五十三番地、百五十三番地の二から百五十三番地の四まで、百六十一番地、百六十二番地 番地の二、 十九番地の五、七千四百八十九番地の七、七千四百八十九番地の八及び七千四百八十九番地 七千四百八十九番地の一、七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の四、七千四百八 十二、字石干見一万千八番地、字一の石干見二千八百九十八番地、二千八百九十八番地の1 地の一、 万千五十番地及び一万千五十七番地、字狐崎一万千五十九番地及び一万千六十二番地、 字東田の尻百五十一番地、百五十二番地、百五十二番地の二から百五十二番地の五まで 百三十六番地、 百六十二番地の二、一万千七百五十四番地及び一万千七百五十五番地、字東高尾一万千番 一万千二十八番地及び一万千三十三番地、字向ヶ原一万千三十四番地及び一万千三十五番 二千八百九十八番地の三、二千九百九番地の 二千九百十一番地、二千九百十一番地の二、 一万千三十一番地の二十九、一万千百三十一番地の十四及び一万千百三十一番地の一 一万千十六番地の一及び一万千九百三十八番地の一、字焼山一万千二十七番地の 百六十五番地の三、 百三十八番地、百四十番地、百四十七番地、百四十七番地の二及び一万千 百七十九番地の一から百七十九番地の三及び百八十番地の二 一から一万千九十一番地の四まで並びに字北山一万千七十 一万千百三十一番地の四、字西高尾一万千三十一番地の1 一万千四十五番地及び一万千四十八番地、字泉ケ浴 百三十三番地の二から百三十三番地の四まで 一、二千九百九番地の三、二千九百九番地の 一万千九百三十九番地及び一万千九百四十 一万千八十八 字

[五十六~五十八 略]

香川県坂出市の次の区域五十九 番の州地区

1)

一及び四番地の一の区域 一番地の四まで、一番地の六から一番地の十まで、三番地の

(3) 番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地の一、二十二番地の三及び二十二番地、六番地の一、七番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の一から十番地の二十二番地の二十二番地の二十二番地の二十二番地の二十二番地の二、二番地の二十二番地の二十二番地の二、二番地の二、三番地の三及び二十二番地の二、十十五番地の二、二番地の二、二番地の二、二番地の二、三番地の三及び二十二番地の二、十五番地の二、二番地の二、二番地の二、三番地の三及び二十二番地の二、十五番地の二、二番地の二、三番地の三及び二十二番地の二、十五番地の二、二番地の二、三番地の二、三番地の三及び二十二番地の二、十五番地の二、二番地の二、三番地の二、三番地の二、三番地の二、三番地の三及び二十二番地の二、二番地の二、三番地の三及び二十二番地の二、二番地の二、三番地の二、三番地の二、三番地の三及び二十二番地の四の区域

(4) 略

> 千八十一番地から千八十三番地までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域 二まで、字赤崎一番地、千八十八番地の二及び千九十一番地並びに字北山千七十六番地及び の七、七千四百八十九番地の八及び七千四百八十九番地の十から七千四百八十九番地の二十 八十九番地の二、七千四百八十九番地の四、七千四百八十九番地の五、七千四百八十九番地 番地の二及び三千七百六十二番地の四、字長沢二宮開作七千四百八十九番地の一、七千四 千七百三十六番地の一、三千七百四十番地の二、三千七百四十八番地の一、三千七百五十四 地の四、字西高尾千三十一番地の二十二、千百三十一番地の十四及び千百三十一番地の二十 番地、字狐崎千五十九番地及び千六十二番地、字高尾千百三十一番地の一及び千百三十一番 字松山千三十九番地一、千四十五番地及び千四十八番地、字泉ケ浴千五十番地及び千五十七 番地の二、千二十八番地及び千三十三番地、字向ヶ原千三十四番地及び千三十五番地の二 五番地、字東高尾千番地の一、 地から百五十三番地まで、百六十一番地、百六十二番地、千七百五十四番地及び千七百五十 六十三番地、百六十五番地、百七十九番地の一及び百八十番地の二、字東田の尻百五十一番 六番地、百三十八番地、百四十番地、百四十七番地及び千七百五十三番地、字東二の大泊百 番地の三、二千八百九十八番地、二千九百九番地の一及び二千九百十一番地、 字石干見千八番地、字一の石干見千九百三十九番地、千九百四十番地の一、 千十六番地の一及び千九百三十八番地の一、字焼山千二十七 字繁開作 千九百四十

五十九 [同上] [五十六~五十八 同上]

同上

(1) ii 同 占

一及び四番地の一の区域 一番地の四まで、一番地の六から一番地の九まで、三番地の

、二十番地、二十一番地、二十二番地の一、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域十五番地、十六番地の一、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の一、十九番地の二十九番地の一から十三番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十三まで、十二番地の一から十三番地の四十の一から七番地の五まで、八番地の一から八番地の七まで、九番地、十番地の一から十番地の四十の上番地の一から十番地の一から十番地の一から一番地の三まで、二番地から五番地まで、六番地の一、七番地の一番地の一の方の一番地の一から一番地の三まで、二番地から五番地まで、六番地の一、七番地の一の方の一番地の一から一番地の三まで、二番地から五番地

(4) 同上

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[六十九~七十五 略]	「
緑は注記である。	[六十九~七十五 同上] 番、百八十番、百八十一番、百八十三番一及び百八十五番一の区域 長崎県佐世保市光町百六十番一、百六十三番一、百六十六番四、百六十六番十五、百六十九	六十八 相浦地区 六十五の二 同上] 六十五の二 同上]